

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月6日

【四半期会計期間】 第121期第3四半期（自平成28年10月1日 至平成28年12月31日）

【会社名】 株式会社栗本鐵工所

【英訳名】 Kurimoto,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 串田 守可

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江一丁目12番19号

【電話番号】 (06)6538-7719

【事務連絡者氏名】 総合企画室長 織田 晃敏

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル
（株式会社栗本鐵工所東京支社）

【電話番号】 (03)3450-8611

【事務連絡者氏名】 総務部長 高僧 英樹

【縦覧に供する場所】 株式会社栗本鐵工所東京支社
（東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第120期 第3四半期 連結累計期間	第121期 第3四半期 連結累計期間	第120期
会計期間		自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高	(百万円)	73,502	75,399	101,964
経常利益	(百万円)	1,660	2,748	2,889
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	1,459	3,711	2,194
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,150	7,274	312
純資産額	(百万円)	51,212	54,813	48,749
総資産額	(百万円)	131,082	132,166	124,382
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	112.91	294.37	169.81
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		-	-
自己資本比率	(%)	38.7	41.1	38.8

回次		第120期 第3四半期 連結会計期間	第121期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	(円)	75.66	17.50

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第121期第3四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。
- 5 平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第120期の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、米国大統領選挙結果による期待感から株価の上昇や円安傾向が強まるなど緩やかな回復基調が続いたものの、個人消費の伸び悩みや英国のEU離脱問題、中国の景気減速懸念などにより、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中で、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績は、化成品部門などで出荷が増加したことにより、売上高は前第3四半期連結累計期間比1,896百万円増収の75,399百万円となりました。

利益面では、化成品部門における増収の影響などにより、営業利益は2,993百万円(前第3四半期連結累計期間比957百万円増益)、経常利益は2,748百万円(前第3四半期連結累計期間比1,088百万円増益)となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は、固定資産の減損損失の計上がありました。また、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を適用したことなどで法人税等調整額を戻し入れた結果、3,711百万円(前第3四半期連結累計期間比2,252百万円増益)となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

「パイプシステム事業」は、売上高につきましては、鉄管部門において出荷が減少した反面、バルブ部門他の出荷が増加したことなどで売上高が増加し前第3四半期連結累計期間比1,207百万円増収の44,591百万円となりました。

営業利益につきましては、鉄管部門において減収であったものの、バルブ部門で付加価値の高い製品の出荷が増加したことなどで、前第3四半期連結累計期間比642百万円増益の2,081百万円の営業利益となりました。

「機械システム事業」は、売上高につきましては、機械部門の鍛压机で大型物件の出荷が増加しましたが、素形材部門において前年度に大型のプラント物件があった反動で売上高が減少したことなどで、前第3四半期連結累計期間比473百万円減収の14,415百万円となりました。

営業利益につきましては、機械部門で収益が改善しましたが素形材部門での減収の影響などで、前第3四半期連結累計期間比243百万円減益の369百万円の営業利益となりました。

「産業建設資材事業」は、売上高につきましては、建材部門において空調製品の出荷が減少したものの、化成品部門において電力関係製品を中心に出荷が増加したことなどで、前第3四半期連結累計期間比1,162百万円増収の16,392百万円となりました。

営業利益につきましては、建材部門において空調製品で減収であったものの、利益率の高い土木製品で増益であったことに加え、化成品部門においても増収による増益などで、前第3四半期連結累計期間比682百万円の増益の544百万円の営業利益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、土地などが減少した反面、現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、投資有価証券などが増加し、前連結会計年度末比7,784百万円増加の132,166百万円となりました。

一方、負債におきましては、長期借入金などが減少した反面、電子記録債務、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金などが増加し、前連結会計年度末比1,720百万円増加の77,353百万円となりました。

純資産におきましては、その他有価証券評価差額金、利益剰余金、退職給付に係る調整累計額の増加などにより、前連結会計年度末比6,064百万円増加の54,813百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次の通りであります。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

1. 基本方針の概要

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に影響を及ぼす可能性のある当社株式の買付提案・買付行為等に賛同するか否かの判断についても、株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の買付行為等の中には、その内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、かかる買付行為等に対しては必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、基本方針の実現に資するものとして、以下に掲げる取組みを推進しております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の向上に資する「経営方針」について

当社は、1909年の創業以来100年余にわたり、ステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、お客様満足第一のモノづくりに徹することにより、社会のインフラ整備やライフラインの拡充に貢献してきました。

今後もトータル・クオリティ・サービスでお客様の信頼を得、お客様に本当に満足していただくことにより、持続的成長を目指していくことを当社及びグループ会社の「経営基本方針」としております。

(2) 企業価値・株主共同の利益向上に資する「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実施策」について

当社は、グループ会社と共に企業価値・株主共同の利益の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、次の施策を実施しております。

経営上の意思決定、業務執行及び監督

最高意思決定機関及び監督機関として取締役会(うち社外取締役2名)のほか、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っております。さらに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に権限委譲することで、取締役の監督機能を相対的に強化しております。

また、当社の経営監査機関として、監査役会を設置しております。監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っております。

内部統制システム

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)を決議しております。

当社は、内部統制システムについての具体的な取組みとして、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を整備し、また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月27日開催の第118回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為への対応策」(本プラン)について承認決議を受けました。

(1) 本プランの概要

議決権割合で20%以上となる当社株式等の大規模買付行為に関する情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者による大規模買付行為に対する対抗措置を定めております。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、事前に大規模買付行為の概要等を記した意向表明書及び買付の目的、買付後の経営方針など、株主の皆様や取締役会の判断に必要なかつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものであります。なお、情報提供に関して、大規模買付者より合理的な説明がある場合には、取締役会は提供を求めた必要情報が全て揃わなくても、取締役会による評価を開始する場合があります。大規模買付者からの情報提供の完了又は取締役会による評価開始について、大規模買付者に通知するとともに、適時適切に開示します。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、買付提案に応じるか否かは、株主の皆様においてご判断いただくこととなります。但し、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、例外的に会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとる場合があります。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かを判断するに際しては、大規模買付者側の事情についても考慮し、例えば合理的理由により必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとします。

独立委員会の設置

取締役会が、大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断する際、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、当社の経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から選任します。

対抗措置の発動の手續

対抗措置をとる場合、取締役会は対抗措置の発動に先立ち独立委員会に対し発動の是非について諮問し、独立委員会はその是非について勧告を行います。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重します。具体的な手段については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。

対抗措置発動の停止等について

取締役会が、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(4) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、大規模買付行為の是非を株主の皆様が判断する際の必要な情報等を提供することを目的としており、当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えております。

対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について適時・適切に開示します。対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的・経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

但し、大規模買付者については、大規模買付ルールを順守しない場合、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合等、対抗措置がとられた結果として、法的・経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

(5) 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、平成26年6月27日に開催された第118回定時株主総会の日から3年間(平成29年6月開催予定の定時株主総会のときまで)とし、以降は3年ごとに、定時株主総会の承認を経ることとします。

但し、本プランの有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(6) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、買付等に依るか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

合理的な客観的発動要件の認定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、株主の皆様が情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

株主意思を尊重するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の定時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂いており、株主の皆様のご意向が反映されております。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができ、デッドハンド型買収防衛策でもスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,113百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,376,600
計	39,376,600

(注) 平成28年6月29日開催の第120期定時株主総会決議により、平成28年10月1日を効力発生日として株式併合に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は354,389,400株減少し、39,376,600株となっております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年2月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,398,490	13,398,490	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	13,398,490	13,398,490		

(注) 平成28年6月29日開催の第120期定時株主総会決議により、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株にする株式併合及び1,000株から100株にする単元株式数の変更を実施致しました。これにより発行済株式総数は120,586,418株減少し、13,398,490株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年10月1日(注)	120,586	13,398		31,186		6,959

(注) 平成28年6月29日開催の第120期定時株主総会決議により、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株にする株式併合を実施致しました。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,254,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 125,466,000	125,466	
単元未満株式	普通株式 264,908		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	133,984,908		
総株主の議決権		125,466	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式550,000株(議決権の数550個)が含まれております。なお、当該議決権の数550個は、議決権不行使となっております。
- 3 平成28年6月29日開催の第120期定時株主総会決議により、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株にする株式併合及び1,000株から100株にする単元株式数の変更を実施致しました。これにより発行済株式総数は120,586,418株減少し、13,398,490株となっております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目12 番19号	8,254,000		8,254,000	6.16
計		8,254,000		8,254,000	6.16

- (注) 1 平成28年6月29日開催の第120期定時株主総会決議により、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株にする株式併合及び1,000株から100株にする単元株式数の変更を実施致しました。これにより当第3四半期会計期間末の自己株式数は、単元未満株式の取得分と合わせて826,025株となっております。
- 2 当第3四半期会計期間末において「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式51,948株(株式併合後の株数)については、上記の自己株式等には含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,055	19,907
受取手形及び売掛金	38,771	5 39,815
電子記録債権	1,163	5 2,462
商品及び製品	10,484	9,631
仕掛品	5,793	6,403
原材料及び貯蔵品	2,270	2,241
その他	2,076	1,624
貸倒引当金	62	37
流動資産合計	77,552	82,048
固定資産		
有形固定資産		
土地	15,209	13,425
その他(純額)	18,034	17,494
有形固定資産合計	33,243	30,920
無形固定資産		
その他	702	644
無形固定資産合計	702	644
投資その他の資産		
投資有価証券	10,872	12,561
その他	2,333	6,279
貸倒引当金	321	287
投資その他の資産合計	12,883	18,553
固定資産合計	46,829	50,118
資産合計	124,382	132,166

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,790	5 22,860
電子記録債務	2,859	5 6,952
短期借入金	4 21,759	4 23,785
1年内返済予定の長期借入金	4 3,061	4 7,430
未払法人税等	576	294
引当金	1,516	816
その他	6,071	5,756
流動負債合計	58,634	67,895
固定負債		
長期借入金	4 7,385	25
引当金	11	11
退職給付に係る負債	8,426	8,661
その他	1,175	759
固定負債合計	16,998	9,457
負債合計	75,633	77,353
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,186	31,186
資本剰余金	6,942	6,942
利益剰余金	14,241	17,423
自己株式	1,093	1,770
株主資本合計	51,276	53,781
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,794	3,164
繰延ヘッジ損益	7	2
退職給付に係る調整累計額	4,823	2,663
その他の包括利益累計額合計	3,021	503
非支配株主持分	493	528
純資産合計	48,749	54,813
負債純資産合計	124,382	132,166

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	73,502	75,399
売上原価	56,779	57,078
売上総利益	16,723	18,321
販売費及び一般管理費	14,686	15,327
営業利益	2,036	2,993
営業外収益		
受取配当金	117	155
その他	148	154
営業外収益合計	266	309
営業外費用		
支払利息	281	236
その他	360	318
営業外費用合計	642	555
経常利益	1,660	2,748
特別利益		
投資有価証券売却益	732	31
特別利益合計	732	31
特別損失		
減損損失	0	1,853
退職給付制度改定損	521	-
その他	7	9
特別損失合計	528	1,863
税金等調整前四半期純利益	1,864	916
法人税、住民税及び事業税	193	432
法人税等調整額	193	3,265
法人税等合計	387	2,832
四半期純利益	1,477	3,749
非支配株主に帰属する四半期純利益	18	38
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,459	3,711

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益	1,477	3,749
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	721	1,370
繰延ヘッジ損益	3	5
退職給付に係る調整額	1,391	2,160
その他の包括利益合計	672	3,524
四半期包括利益	2,150	7,274
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,132	7,236
非支配株主に係る四半期包括利益	17	38

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(株式給付信託(BBT)の導入)

当社は、第2四半期連結会計期間より、社外取締役を除く取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式を信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める取締役株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が信託を通じて、原則として毎年2回給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当第3四半期連結会計期間末の当該自己株式の帳簿価額は87百万円、株式数は51,948株であります。

なお、平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
従業員の金融機関借入金に対する保証債務	143百万円	125百万円

2 受取手形割引高及び裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形割引高	2,266百万円	2,170百万円
裏書譲渡高	0	1

3 コミットメント等について

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約及びシンジケーション方式によるコミットメントライン並びにタームローン契約を締結しております。

借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額	2,600百万円	3,700百万円
コミットメントラインの総額	30,000	30,000
タームローンの総額	9,000	8,000
借入実行残高	30,600	30,600
差引額	11,000	11,100

4 財務制限条項等の付保

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
短期借入金のうち20,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち9,000百万円については、財務制限条項等が付されております。		短期借入金のうち21,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち7,000百万円については、財務制限条項等が付されております。
(1) 各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に関し、連結及び単体の純資産残高は300億円以上を維持すること。		(1) 各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に関し、連結及び単体の純資産残高は300億円以上を維持すること。
(2) 平成27年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体の営業損益は2期連続で損失とならないこと。		(2) 平成27年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体の営業損益は2期連続で損失とならないこと。
(3) 平成27年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値が、1.0を超過しないこと。		(3) 平成27年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値が、1.0を超過しないこと。

5 四半期連結会計期間末日満期手形等

四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が四半期連結会計期間残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形	- 百万円	1,486百万円
電子記録債権	-	8
支払手形	-	2,161
電子記録債務	-	1,208

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	1,837百万円	1,819百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	258	2.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	258	2.00	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	258	2.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金
平成28年11月8日 取締役会(注)2	普通株式	251	2.00	平成28年9月30日	平成28年12月5日	利益剰余金

(注)1 1株当たり配当額については、基準日が平成28年9月30日であるため、平成28年10月1日を効力発生日とした株式併合は加味しておりません。

2 配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシ テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	43,384	14,889	15,229	73,502	-	73,502
セグメント間の内部売上高 又は振替高	183	0	375	559	559	-
計	43,568	14,889	15,605	74,062	559	73,502
セグメント利益又は セグメント損失()	1,439	612	137	1,913	123	2,036

(注)1 セグメント利益の調整額123百万円には、セグメント間取引消去26百万円、各報告セグメントが負担する販売費、一般管理費、試験研究費の配分差額47百万円及びたな卸資産の調整額48百万円が含まれております。

2 セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシ テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	44,591	14,415	16,392	75,399	-	75,399
セグメント間の内部売上高 又は振替高	202	0	1,423	1,626	1,626	-
計	44,793	14,416	17,815	77,025	1,626	75,399
セグメント利益	2,081	369	544	2,995	1	2,993

(注)1 セグメント利益の調整額1百万円には、セグメント間取引消去26百万円、各報告セグメントが負担する販売費、一般管理費、試験研究費の配分差額205百万円及びたな卸資産の調整額177百万円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「機械システム事業」セグメントにおいて、除却の意思決定を行った工場事務所棟について、減損損失を計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては51百万円であります。

「パイプシステム事業」セグメント及び「調整額」において、売却の意思決定を行った子会社の保有する土地及び事務所棟等について、減損損失を計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては「パイプシステム事業」で1,789百万円、「調整額」で12百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	112円91銭	294円37銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,459	3,711
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	1,459	3,711
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,922	12,608

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、前連結会計年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
3 株主資本において自己株式として計上されている、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当第3四半期連結累計期間において30千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成28年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次の通り決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額..... 251百万円
(ロ) 1株当たりの金額..... 2円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成28年12月5日
- (注) 1 平成28年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。
2 1株当たりの金額については、基準日が平成28年9月30日であるため、平成28年10月1日を効力発生日とした株式併合は加味しておりません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月 6日

株式会社栗本鐵工所
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 道 幸 静 児 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 功 士 印

業務執行社員 公認会計士 武 藤 元 洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。